

総行外第8号  
年管管発1127第7号  
令和6年11月27日

各都道府県住民基本台帳担当部長  
各指定都市住民基本台帳担当部長  
各市町村（特別区を含む）

殿

民生主管部（局）国民年金主管課（部）長

総務省自治行政局住民制度課  
外国人住民基本台帳室長  
厚生労働省年金局事業管理課長  
（公印省略）

年金制度における外国人の国籍等の情報の取扱いに関する周知について（依頼）

平素より、住民基本台帳事務運営及び年金行政の推進等に当たり、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民年金制度への加入については、国民年金法（昭和34年法律第141号）において日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であることが要件とされており、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）にかかわらず、要件に該当すれば被保険者となります。そのため、外国人であっても中長期在留資格で入国される方は、国民年金への加入が義務となります。公的年金制度に加入し保険料を納付いただくことで、老齢のみならず、障害、死亡といった予測できないことが起きた際にも給付を受けることができることから、外国人がわが国で安心して暮らすためにも保険料を納付いただくことが重要です。

日本年金機構（以下「機構」という。）においては、被保険者に対して年金制度の周知を図っておりますが、特に外国人に向けては国籍等に応じた言語による周知に努めているところです。

現在、外国人の国籍等の把握に当たっては機構から市区町村に必要な応じて国籍等の照会をしておりますが、一部の市区町村より国籍等の情報の提供について法令上適法であるかとの質問を受けることがあるところ、別添のとおり、適法に国籍等の情報を提供できるものです。この情報の提供に際し、住民基本台帳を用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではありません。

在留外国人については令和6年6月時点で約359万人となっており、日本国内に居住する外国人は増加傾向にあるところ、外国人に向けた取組はこれまで以上に重要となってい

ます。つきましては、本通知の内容を踏まえた御対応をいただきますようお願いいたします。

なお、都道府県住民基本台帳担当部局におかれましては、この内容を御承知の上、域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

総務省自治行政局住民制度課

外国人住民基本台帳室

担 当 松田、蔵元

電 話 03-5253-5397（直通）

メール [gaikokujin-juki@soumu.go.jp](mailto:gaikokujin-juki@soumu.go.jp)

厚生労働省年金局事業管理課

担 当 鈴木、田辺

電 話 03-3595-2730（直通）

メール [nenkin-kokunen@mhlw.go.jp](mailto:nenkin-kokunen@mhlw.go.jp)

## 国民年金法に基づく報告の依頼における外国人の国籍情報の取扱いに関する整理について

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 108 条第 1 項に基づき日本年金機構（以下「機構」という。）より自治体に対して住民の国籍に関する情報について報告の依頼を行った場合の対応については、下記のとおりである。

## 記

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条第 1 項において「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定されていることから、法令に基づく場合には情報の提供が認められることとなるが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和 4 年 1 月（令和 5 年 12 月一部改正）個人情報保護委員会）」において、第 1 項にいう「法令に基づく場合」には、法令に情報の提供の根拠規定が置かれている場合を含むと解されている（参考資料①「5-5-1」参照）。

この「法令に基づく場合」について、国民年金法には、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、機構が自治体に被保険者等の「氏名及び住所、個人番号、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項」について必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる旨規定されており（同法第 108 条第 1 項、第 109 条の 4 第 1 項第 30 号）、国籍については被保険者の資格又は保険料に関し必要があることから国民年金法第 108 条第 1 項の「その他の事項」に含まれるため、法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、国籍情報について自治体は適法に機構に情報提供できることとなる。

なお、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして要配慮個人情報法第 2 条第 3 項に規定されており、人種が要配慮個人情報となっているが、国籍情報については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和 4 年 2 月（令和 6 年 4 月一部改正）個人情報保護委員会事務局）」（以下「事務対応ガイド」という。）において、「単純な国籍（中略）は法的地位であり、それだけでは人種には含まない」とされている（参考資料②「3-2-5」参照）。

また、法においては条例による独自の保護措置に関する規定として条例要配慮個人情報の内容（法第 60 条第 5 項）等について条例で定めることが許容されている。しかし、条例要配慮個人情報については、事務対応ガイドにおいて「法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない」と示されており（参考資料②「3-2-6」参照）、当該国籍に関する個人情報に係る第三者提供について、条例で提供等に関する固有のルールを付加することは法の趣旨に照らしできない。

以上から、法第 69 条第 1 項の規定により、自治体は機構の求めに応じて適法に国籍情報を提供できるものである。

## 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（抜粋）

## 5 - 5 - 1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第 69 条第 1 項）。

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第 2 条第 2 項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いも、「法令に基づく場合」には当たらない。

「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

なお、法第 69 条第 1 項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。

実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。

## 11 条例との関係

令和 3 年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

こうした令和 3 年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。

- ・ 開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第 60 条第 5 項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（同項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項及び第 108 条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和 3 年改正法の趣旨に照らし、許容されない。

法第 167 条第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。委員会への届出が必要な条例については、10 - 5（条例の届出）も参照のこと。

## 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（抜粋）

## 3-2-5 要配慮個人情報（法第2条第3項）

法第2条（第3項）

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

政令第2条

法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（中略）

「要配慮個人情報（※）」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から⑩までの記述等が含まれる個人情報をいう（ガイドライン4-2-5（要配慮個人情報）を参照のこと。）。

（※）「要配慮個人情報」については、民間部門ガイドライン（通則編）2-3（要配慮個人情報）も参照のこと。

なお、次の情報を推知させる情報に過ぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

## ① 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

（以下略）

### 3-2-6 条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項）

#### 法第 60 条（第 5 項）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。

なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、委員会に事前に相談することが望ましい（ガイドライン 4-2-6（条例要配慮個人情報）を参照のこと）。

条例要配慮個人情報については、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている（法第 75 条第 1 項及び第 4 項）。また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第 68 条第 1 項及び規則第 43 条第 5 号）。

なお、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。

また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。

○国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

（督促及び滞納処分）

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2～6 （略）

（資料の提供等）

第八十条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者（以下この項において「被保険者等」という。）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次項において同じ。）、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第九十九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況、被保険者の出産予定日又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所、個人番号その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第九十条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等

が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～二十九 (略)

三十 第百八条第一項及び第二項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第三項の規定による協力の求め並びに附則第八条の規定による資料の提供の求め (第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。)

三十の二～三十八 (略)

2～7 (略)

(機構への事務の委託)

第百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務 (第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一～三十 (略)

三十一 第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務 (当該督促及び督促状を発すること (督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

三十二～四十二 (略)

2・3 (略)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4～10（略）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一（略）

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三・四（略）

（定義）

第六十条（略）

2～4（略）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人

情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 (略)

2～4 (略)

- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 (略)

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第一百七条 (略)

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。